

平成24年9月5日宣告 裁判所書記官 [redacted]
平成23年(株) 号 傷害被告事件

判決

被告人 [redacted]
氏名 [redacted]
年齢 [redacted]
本籍 [redacted]
住居 [redacted]
職業 医師
検察官 立川英樹
弁護人(私選) 服部達夫(主任), 矢野阿津沙

主文

被告人を懲役1年4か月に処する。
この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。
訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(犯罪事実)
被告人は、
第1 平成19年2月26日午前7時30分ころ、[redacted]
[redacted]の当時の被告人方において、妻である[redacted](当時
[redacted]歳)に対し、その顔面を手で殴打し、その両腕をつかんでその身体を肩に敷
回叩きつけ、さらに、その背後から同女の頸部に腕を回して絞め付け、同所に敷

かれた布団上に同女を押し倒して馬乗りになった上、その顔面を手で殴打するな
どの暴行を加え、よって、同女に加藤約1か月間を要する頸椎捻挫、腰椎捻挫、

左第3肋骨骨折の傷害を負わせ
第2 平成20年10月1日午後11時ころ、前記場所において、前記[redacted](当
時[redacted]歳)に対し、同女の背後からその頭髪をわしづかみにして、同所に敷かれ
た布団上に同女を引き倒し、その背面に馬乗りになった上、その頸部に腕を回し
て絞め付けるなどの暴行を加え、よって、同女に加藤約1か月間を要する頸椎捻
挫、後頭部打撲、左肩頸関節面脱臼の傷害を負わせ
たものである。

(証拠) 一 指痕内の数字は、検察官請求番号を示す。

判決事実全部について

証人 [redacted] の公判供述
証人 [redacted] に対する当裁判所の尋問調書
実況見分調書(甲5, 不同意部分を除く)
判示第1の事実について
診断書(甲6), 診療録(捜査関係事項照会回答書(甲7)中のもの)
捜査報告書(甲29, 不同意部分を除く)
日記帳1冊(甲14, 平成24年押第4号の6)
判示第2の事実について
被告人の警察官調書(乙4)
捜査報告書3通(甲30, 31, いずれも不同意部分を除く, 甲25)
診断書(甲9)

日記帳1冊(甲15,平成24年押第4号の7)

(事実認定の補足説明)

弁護人は、①判示第1の事実について、被告人は(以下、F)とい
う)に対し、暴行行為など一切行っていない、②判示第2の事実について、被告人
は、被告人の傷害を物色するなどの行動に出たを制止し、退去させるため
を押し倒して羽交い締めにしたような感じになったが、判示のような暴行行為はし
ておらず、また、暴行、傷害の故意はなかった旨主張し、被告人も当公判庭におい
てそれに沿う供述をしている。

しかしながら、証人Fは、当公判庭において、判示各事実に沿う供述(以下、
「証言」という)をしているところ、その供述は、判示第1の事実の関係では、
翌日にFが受診した際の診断書(甲6)、当時の写真(甲29の捜査報告
書中のもの)、作成の日記(甲14、日記には日々の出来事、被告人に対する
好意、夫婦間の私的な事項等についても記載がある)の内容と符合しており、判示
第2の事実の関係では、翌日にFが受診した際の診断書(甲9)、当時の
写真(甲30、31の各捜査報告書中のもの)、証人F医師に対する当裁判所の
尋問調書(以下、「証言」という)；翌日の被告人の発言(甲25)、作
成の日記(甲15)の内容と符合し、被告人も捜査段階において暴行の事実を認め
ていた(乙4)のものであって、その信用性は高いといえるべきである。

①について、弁護人は、レントゲンフィルムの画像からは骨折線が認められない
から骨折は生じていない、と主張する。しかし、「証言」は、レントゲンフィルム
の画像からは骨折線が認められない場合でも、診察をした医師が患者への問診等を
総合判断して骨折と診断することはできる旨を証言している、専門家の判断として

不合理な点はない。また、弁護人が指摘する 被害後の行動について
も受傷の程度がさほど重大なものでなかったことをうかがわせるものではあるが、
被害の事実に関する証言を認めるものではない。

②については、「証言」は、診察時、Fの顔全体、特にほほの部分がつっ血し
て赤黒くなっており、その程度は重く、Fは主人から羽交い締めにされて首を絞
められたと訴っており、首を絞められたことによりうっ血したものと考えたとい
うのであって、被害の事実に関する証言を認めるものではない。

(法令の適用)

罰 条 いずれも刑法204条

刑 種 の 選 択 いずれも懲役刑

併 合 罪 加 重 刑法45条前段、47条本文、10条(犯情の重い判示第
2の罪の刑に法定の加重)

刑 の 執 行 猶 予 刑法25条1項

訴 訟 費 用 の 負 担 刑訴法181条1項本文

(懲刑の理由)

本件は、医師である被告人が、平成18年2月に婚姻した妻に対して判示の暴行
を加えて傷害を負わせたという2件の傷害の事実である。

犯行の動機は、家庭生活における被害者である妻の言動に立腹したという身勝手
で短絡的なものであり、各傷害の結果も軽くない。

特に、判示第2の犯行後、被告人夫婦は別居するに至っていて、かなりの暴行で
あった。にもかかわらず被告人は上記のとおり事実を否認し、被害者に対して懲罰
の措置を説いておらず、被害感情が激しいのも当然である。

他方、婚姻前後から、両者は夫婦げんかを繰り返しながらも、平成20年10月2日まで同居を継続していたこと、被害者においても、被告人から暴力をふるわれた際には、反論や被告人を平手打ちしたり、物を破損するなどの反撃に出て、被告人も受傷していたこと(弁10, 12, 13), 判示第2の被害直後に被害者が被告人に送信したメールの内容(「気を付けね。無茶な運転はしたらあかんよ。約束してくださいね。」、弁15)などを総合すると、暴行、傷害の程度は極めて重大なものとまではいえず、その経緯を含めて被告人に一方的に責任を負わせることはできないというべきである。また、被告人にはこれまでに前科はなく、医師として社会的な貢献をしてきたことなどの、被告人のために有利な事情がある。

そこで以上を総合して主文のとおり量刑した。

よって主文のとおり判決する。

(求刑・懲役2年6か月)

平成24年9月14日

奈良地方裁判所 支部

裁判官 松尾昭彦

これは謄本である
平成24年9月19日
奈良地方裁判所葛城支部
裁判所書記官 荒木香

